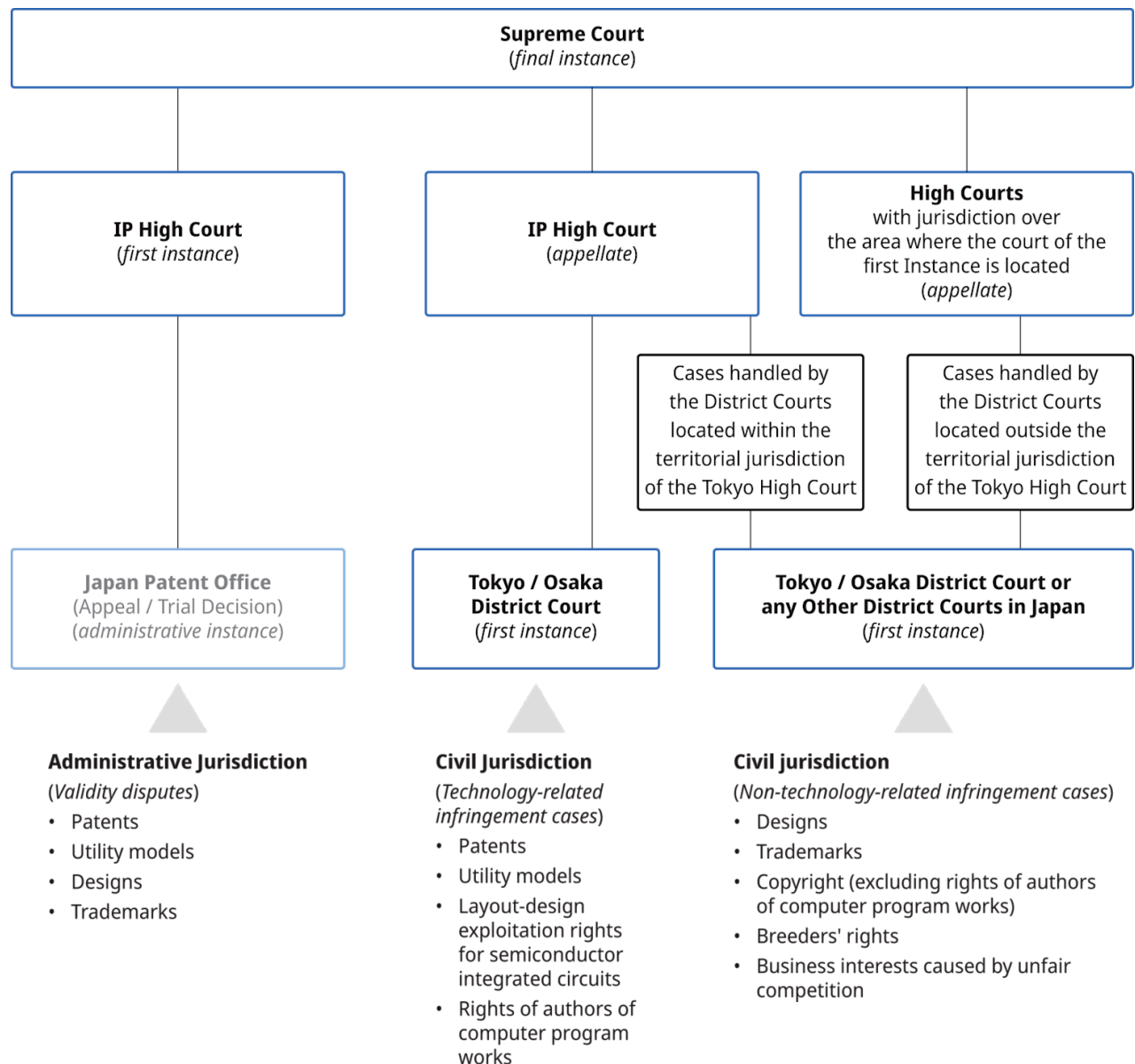




AI発明者の特許権：日本知的財産高等裁判所の判決と2025年知的財産戦略プログラム

日本の知的財産制度における人工知能（AI）の発明者としての地位は、2025年1月の知的財産高等裁判所の画期的判決により明確な方向性を示した。この判決は、生成AIシステムDABUSを発明者として認定することを実質的に否定し、現行の特許法における発明者は自然人に限定されるという法的解釈を確立した。同時に、この判決を受けて策定された2025年知的財産推進計画（2025 IPSP）は、AIと特許制度の関係について革新的なアプローチを提示し、日本が国際的なAI競争において主導的役割を果たそうとする意欲を明確に示している。 [1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8]



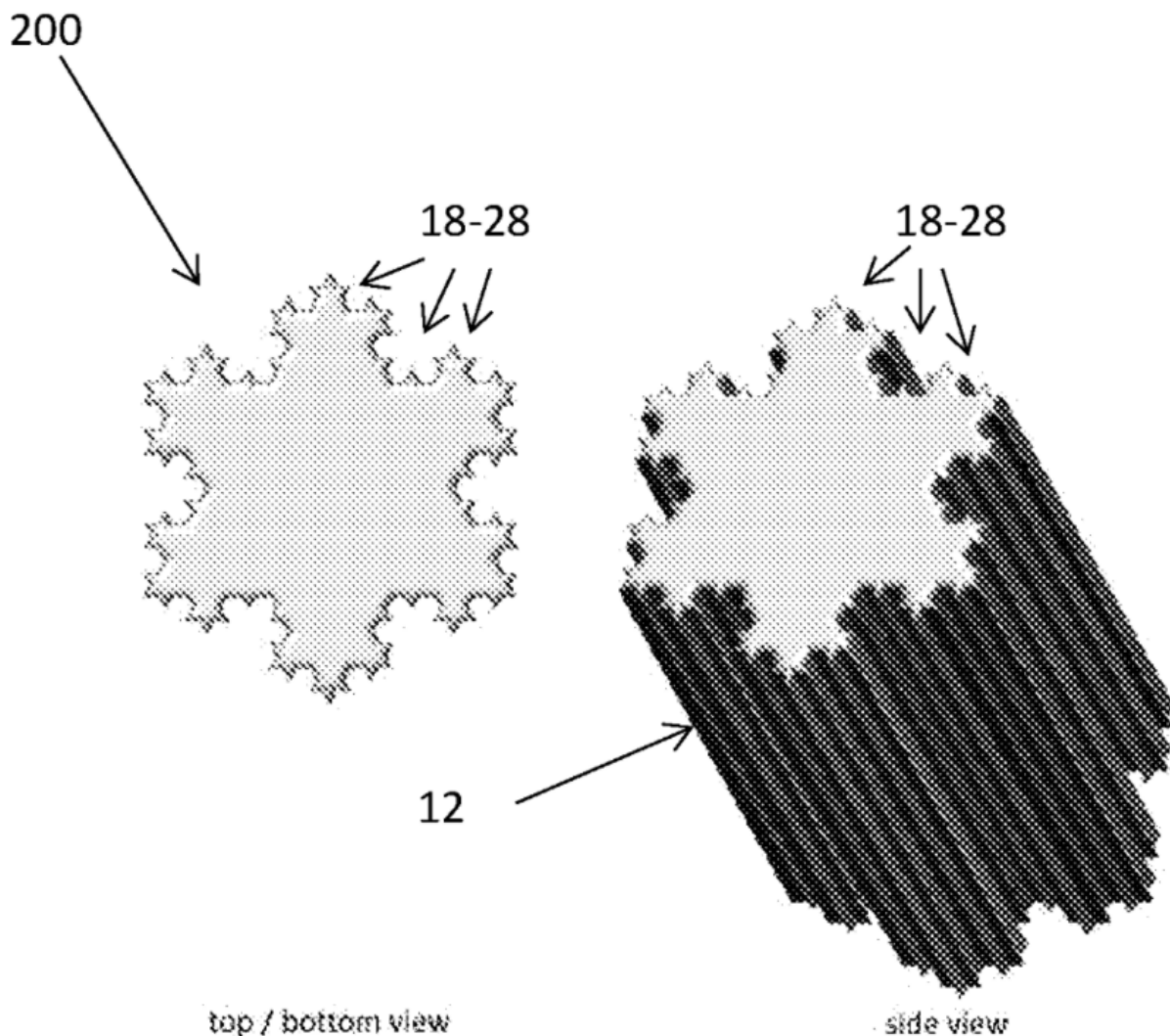
Flowchart illustrating the structure and jurisdiction of Japan's intellectual property court system, including the IP High Court, district courts, and the Supreme Court.

DABUS事例の法的経緯と知財高裁判決の意義

DABUSシステムの技術的背景

DABUS (Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentence : 統合知覚力の自律ブートストラップデバイス) は、米国のスティーヴン・ターラー博士により開発された革新的なAIシステムである。このシステムは、哺乳類の脳の大脳辺縁-視床-皮質回路を模倣した膨大な人工ニューラルネットワークを活用し、複数のニューラルネットワークが協調または対立しながら相互作用することで、新しいアイデアや発明を自律的に創出する能力を持つとされている。^{[9] [10] [11] [12] [13]}

DABUSが創出したとされる発明は、フラクタル幾何学を利用した食品容器（急速加熱を可能とする）と、緊急時の注意喚起用点滅ビーコンの2つである^{[12] [13]}



Technical views of the fractal-shaped container design created by the DABUS AI inventor, showing both top/bottom and side perspectives.

。これらの発明について、ターラー博士は世界各国の特許庁にDABUSを発明者とする特許出願を行い、国際的な法的議論を引き起こした。^[9] ^[10] ^[12]

日本における審理経過

日本では、2020年にJPO（特許庁）への国内移行手続きにおいて、PCT出願（PCT/IB2019/057809）が認知された。この出願において、発明者としてDABUSが記載されていたが、特許庁は特許法第36条第1項第2号の「発明者の氏名」の法的解釈に基づき、記載の修正を命じた。^[1] ^[4] ^[14] ^[15]

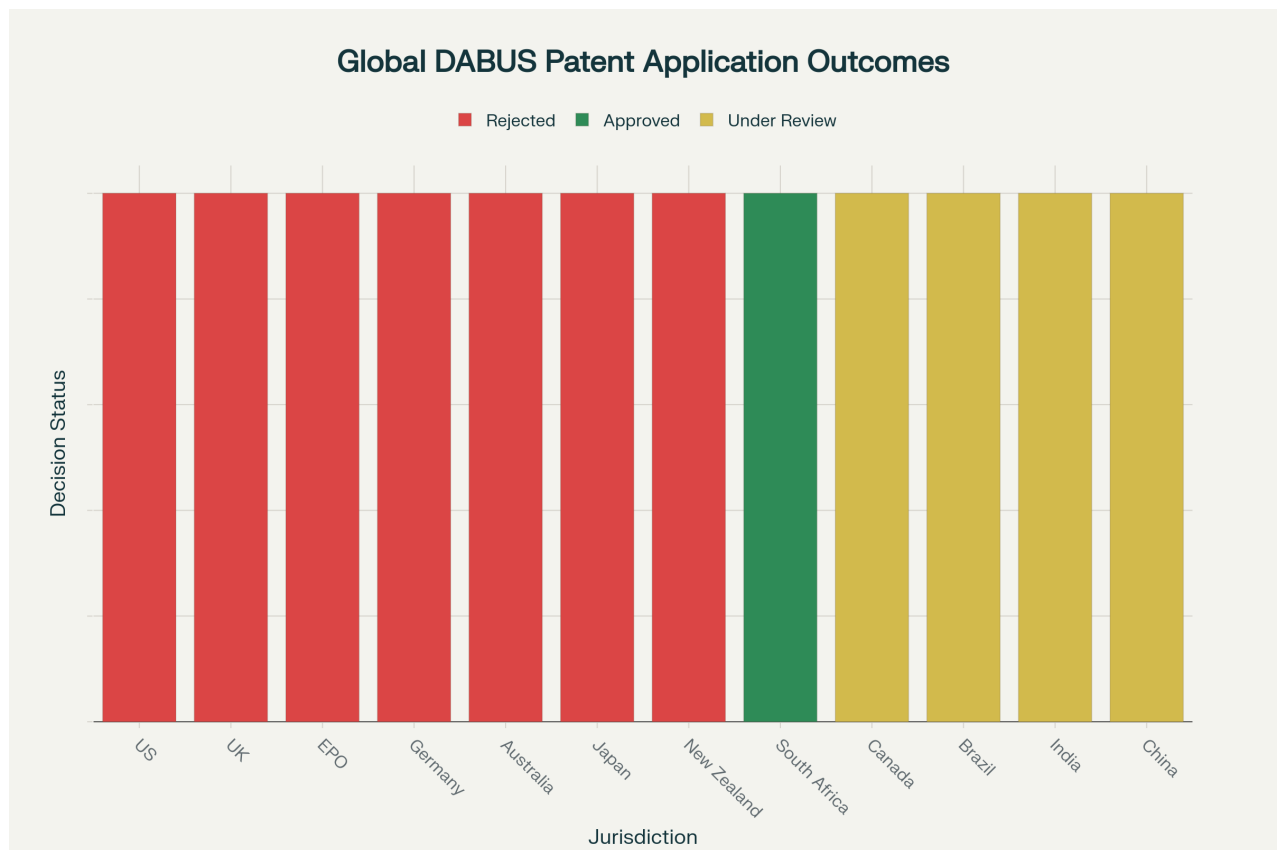
出願人がこの修正に応じなかったため、特許庁は2021年10月13日に出願を拒絶した。その後、行政不服審査請求も2022年10月12日に棄却され、出願人は東京地方裁判所に拒絶査定を取消を求める行政訴訟を提起した。^[14] ^[1]

東京地裁と知財高裁の判断の相違点

東京地方裁判所は2024年5月16日、「特許法にいう『発明者』は自然人に限定される」として出願人の主張を退けた。裁判所は、知的財産基本法第2条第1項が知的財産を「人間の創造的活動により生み出されるもの」と定義していること、特許法第36条第1項が発明者の「氏名」（自然人の名前）の記載を求めていることを根拠とした。^[1] ^[14] ^[16] ^[17]

しかし、知的財産高等裁判所の2025年1月30日判決は、より包括的で構造的なアプローチを採用した。知財高裁は、特許法が実体法としての性格と手続法としての性格を併せ持つ「二面性」に着目し、現行特許法は自然人が発明者である場合にのみ特許権を付与する枠組みしか設けていないと判示した。^[17] ^[18] ^[1]

この判決の重要な点は、AIが生成した発明が概念的に「発明」に該当するかどうかという根本的問題について判断を避け、現行法制度の構造的限界に焦点を当てたことである。裁判所は、「現在の特許法は、自然人が発明者である発明についてのみ特許権を付与するための権利及び手続を認識し、確立している」と明確に述べた。^[18] ^[17]



Global DABUS patent application outcomes showing AI inventorship recognition across different jurisdictions

国際的なDABUS訴訟の動向

世界各国における判断の一致と例外

DABUSを発明者とする特許出願は、世界各国で類似した結果をもたらしている。米国特許商標庁（USPTO）、欧州特許庁（EPO）、英国知的財産庁（UKIPO）、ドイツ特許商標庁、オーストラリア知的財産庁、韓国特許庁など、主要な特許庁はいずれもAIを発明者として認めることを拒否した。^{[9] [10] [19] [20] [21] [22] [23]}

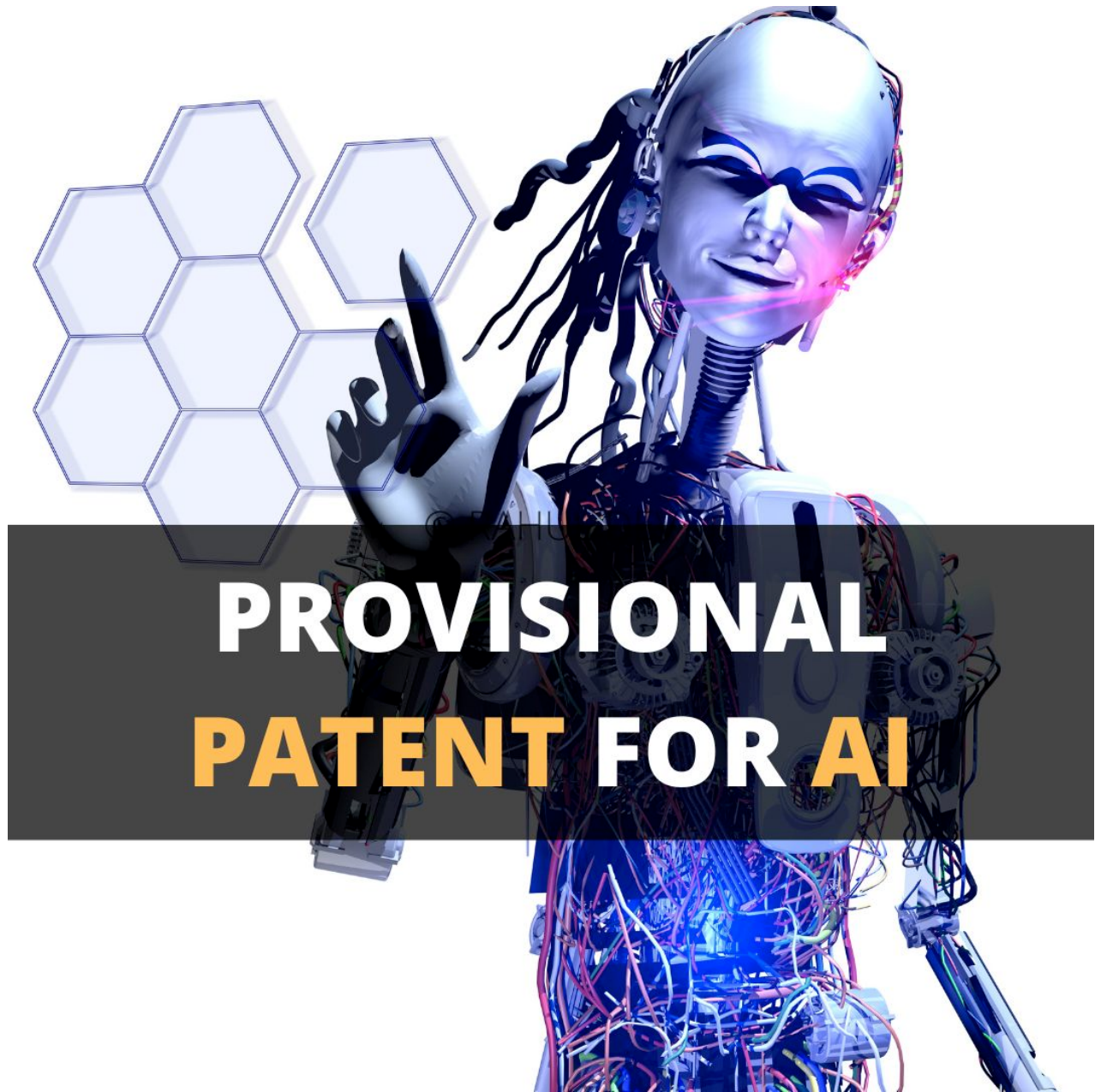
英国では、2023年12月に最高裁判所が最終的にDABUSの発明者としての地位を否定した。同様に、オーストラリアでも2022年4月に連邦裁判所大法廷が一審判決を覆し、発明者は自然人でなければならないと判示した。^{[10] [20] [24] [22] [25]}

南アフリカの例外的判断

しかし、南アフリカ企業知的財産委員会（CIPC）は2021年7月、世界で初めてDABUSを発明者とする特許を承認した。ただし、南アフリカは形式審査制度を採用しており、実質的な特許性の審査を行わないため、この承認の法的意義については専門家の間で議論が分かれている。^{[10] [26] [23]}

各国の共通する法的論理

各国の判断に共通するのは、発明者は権利能力を有する主体、つまり自然人でなければならないという法的原則である。欧州特許庁法務審判部は2021年12月の判決において、「EPC（欧州特許条約）の下では、指定される発明者は法的能力を有する人物でなければならない。これは単にEPCが起草される際の前提ではなく、発明者という用語の通常の意味である」と明確に述べている。^{[19] [27] [21]}



A humanoid robot pointing to hexagonal icons with text highlighting provisional patents for AI innovation.

2025年知的財産推進計画の革新的アプローチ

AI時代への積極的対応

2025年6月3日に決定された知的財産推進計画2025は、DABUS判決の影響を受けつつ、AIと知的財産制度の関係について前向きかつ革新的な方針を提示した。この計画は、日本の知的財産競争力を2035年までに世界4位以内に押し上げるという野心的な目標を掲げている。^{[5] [6] [7] [8] [28] [29]}

石破茂首相は「競争力ある知的財産を創出するため、AIの活用を根本的に強化する」と述べ、政府のAIに対する積極的な姿勢を明確にした。これは単なる業務効率化ではなく、創造プロセス自体の変革を意味している。^{[6] [8]}

AI開発者の共同発明者認定への方向転換

最も注目すべきは、城内実・内閣府特命担当大臣が表明した「AI開発者も共同発明者として認める方向で検討する」という方針である。これは、AIそのものを発明者として認めないという司法判断を受けつつ、AI開発に関与した人間の貢献を適切に評価しようとする現実的なアプローチといえる。^[5]

具体的には、以下のような関係者がAIを利用した発明の発明者候補として検討されている：^{[1] [7] [5]}

- AI システムの開発者（訓練データの選択や微調整を担当）
- プロンプトエンジニア
- AI出力の評価者・レビュアー
- 特化型AIを発明に向けて構築した技術者

産業構造審議会における具体的検討

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会では、AI発明に関する具体的な検討が進められている。検討事項には以下が含まれる：^{[7] [30]}

1. **発明該当性:** AIを利用した発明が特許法上の「発明」に該当するか
2. **発明者認定:** AI利用発明における発明者の柔軟な解釈と認定基準
3. **引用発明適格性:** AI生成発明の先行技術としての取扱い

重要なのは、「AIそれ自体を発明者としては認めない」という方向性を維持しつつ、「自然人がAIをツールとして利活用した発明」については特許法上の保護対象とする方向で検討が進められていることである。^[7]

GLOBAL AI LAW SNAPSHOT			
	EU	China	U.S.A
Comprehensive AI law	✓	✗	✗
Narrow AI laws	✓	✓	✓
Regional or local AI laws	✗	✓	✓
Technical standards	✗	✓	✓
Promoting AI innovation	✓	✓	✓
Trade and/or export controls	✓	✓	✓
Prohibited AI	✓	✓	✗
High-risk AI	✓	✓	✗
AI system approval	✓	✓	✓
Development requirements	✓	✓	✗
Transparency & disclosure	✓	✓	✓
Public registration of AI	✓	✓	✗
AI literacy requirements	✓	✗	✗

Comparison of AI regulatory frameworks in EU, China, and USA showing varying coverage across key legal areas as of January 2025.

国際的なAI特許政策の動向と比較分析

米国のアプローチ：実用主義的ガイダンス

米国特許商標庁（USPTO）は2024年2月、「AI支援発明に関する発明者ガイダンス」を策定した。このガイダンスは、AIの支援を受けた発明であっても、発明着想に貢献した自然人は発明者になり得ることを明確化している。^{[5] [23]}

USPTOのアプローチは、AIを高度なツールとして位置づけつつ、人間の創造的貢献に焦点を当てる実用主義的なものである。このガイダンスは、AI技術の急速な発展に対する柔軟な対応として、国際的にも注目されている。^{[31] [23]}

欧州の包括的AI規制フレームワーク

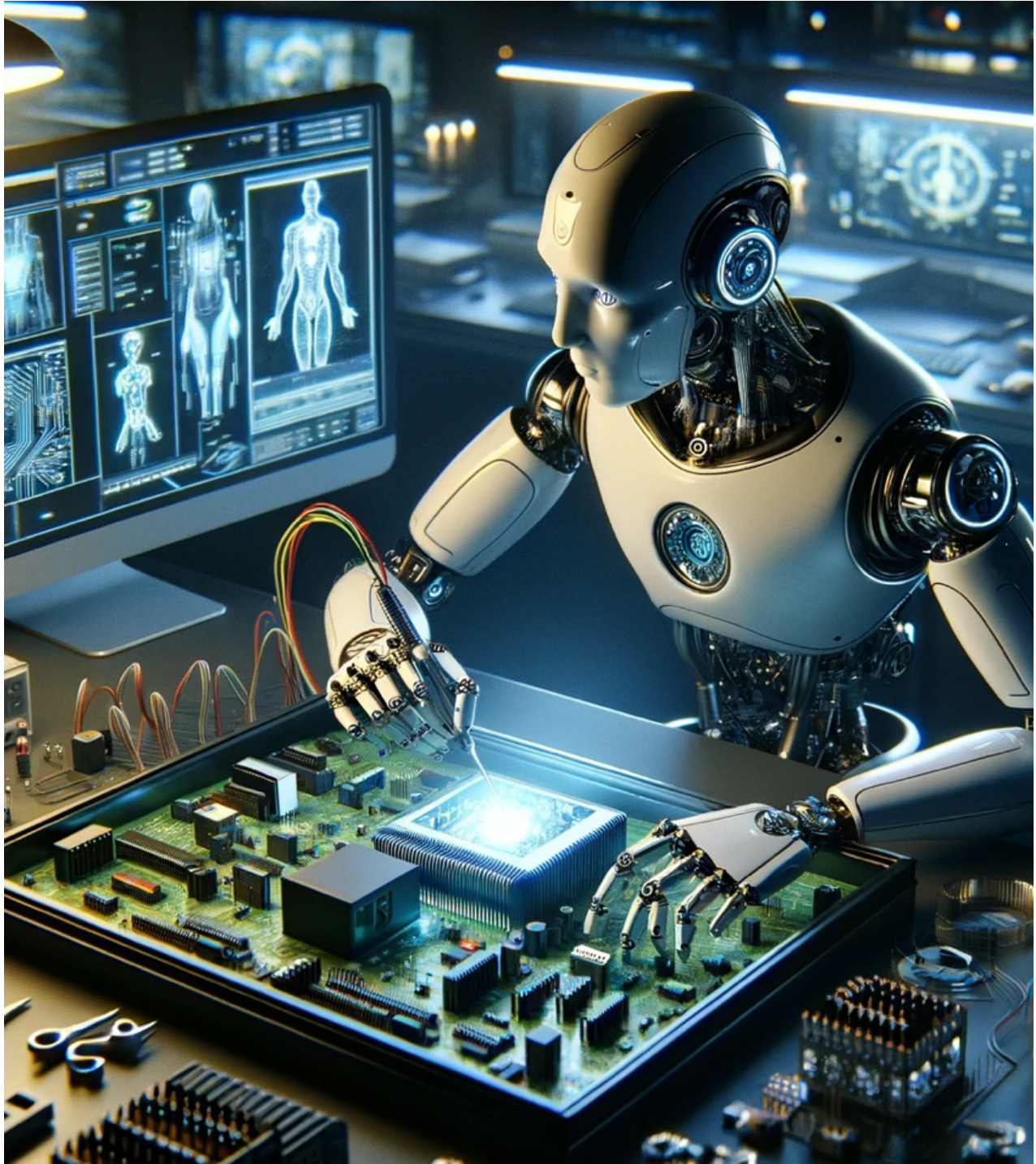
欧州連合は2025年2月からAI法（EU AI Act）の主要規定を実施し始めており、知的財産制度との整合性確保に取り組んでいる。欧州特許庁は、AI関連発明について「技術的特徴」を有する場合に限って特許性を認めるという明確な基準を設けている。^{[32] [33] [21] [34]}

EPC（欧州特許条約）第52条第2項第c号は、「そのままの」コンピュータプログラムを特許保護から除外しているが、技術的特徴を有するAI発明については保護対象としている。^{[33] [21]}

アジア太平洋地域の多様な対応

アジア太平洋地域では、各国が独自のアプローチを採用している。韓国は人間の創造者を要求しつつ、2023年12月に生成AIが制作支援ツールとして使用された映画を「編集著作物」として著作権を認めた事例がある。^{[35] [23]}

中国は、コンピュータ関連発明に対するクレーム分類を拡大し、システム性能やユーザー体験を向上させるAIアルゴリズムを特許性評価の対象とする新たなガイドラインを発表している。^{[36] [35]}



A futuristic robot interacting with a microchip, symbolizing AI's role in invention and patent creation.

技術進歩と法制度の課題

AIの自律性レベルと法的対応

現在のAI技術は、主に人間の発明創作過程を支援するツールとしての役割を果たしているが、将来的にはより自律的な発明創作能力を持つ可能性がある。この技術進歩に対する法制度の対応が重要な課題となっている。^{[14] [16]}

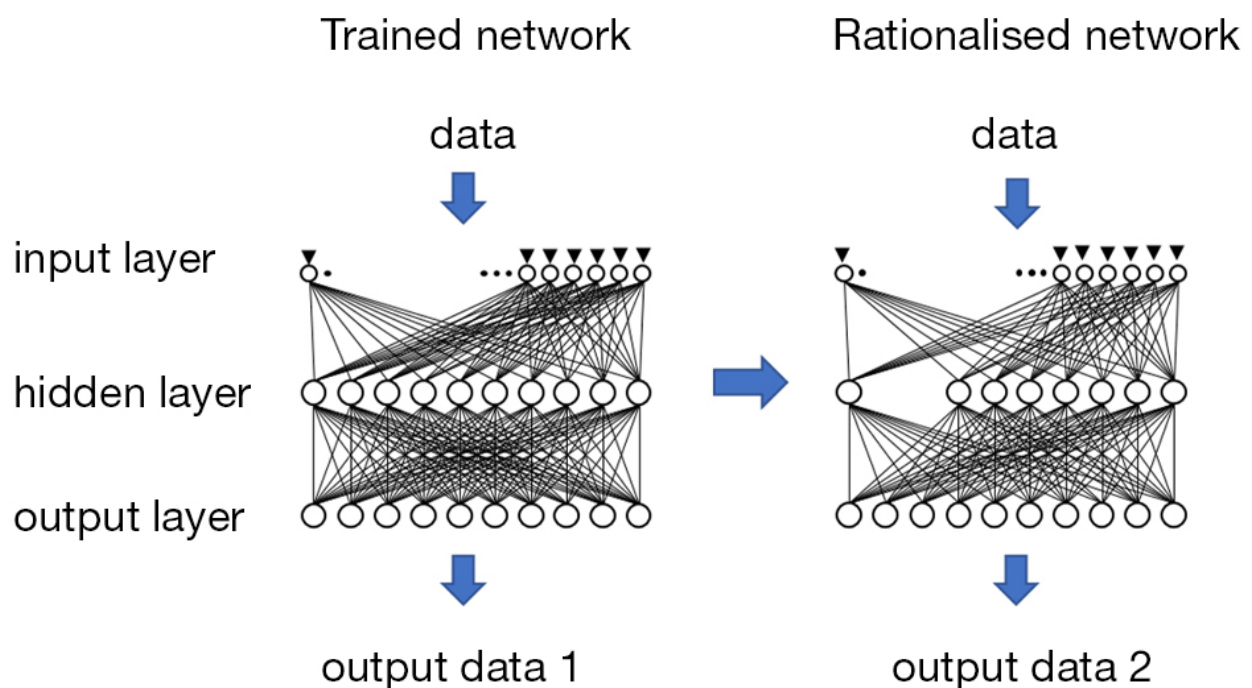
知財高裁判決は、「急速なAIの発展や自律的なAI発明の可能性が予測されていなかった」現行法の限界を指摘し、「国民的議論を経た新たな立法的枠組みの制定が必要」と述べている。これは司法による政策的判断の限界を認識し、立法府への課題移転を明確にしたものといえる。^{[4] [17]}

「当業者」概念への影響

AIの発展は、特許法の根幹概念である「当業者」（person skilled in the art）にも影響を与える可能性がある。現行法は自然人である当業者を前提としているが、AIの創造能力が向上すれば、進歩性判断の基準となる当業者の技術水準の再検討が必要になる可能性がある。^{[19] [14]}

特許期間と産業政策上の考慮

AIの創造能力と自然人の創造能力の違いを考慮すれば、現在の特許期間（出願から20年）がAI生成発明に適切かという産業政策上の議論も生じている。AI生成発明の短いサイクルタイムと大量生産能力を考慮した特許制度の調整が将来的に必要な可能性がある。^[14]



Comparison of a trained neural network with a rationalised (pruned) network showing layers and data flow.

著作権法との整合性と知的財産制度全体の調和

生成AIと著作権保護の境界

文化庁は2025年に「AIと著作権に関する一般的理解」を発表し、AI生成物の著作権保護について明確な方針を示した。この方針では、AIによって生成されたコンテンツは、人間の創造的寄与が認められない限り著作権保護の対象とならないとしている。^{[37] [38]}

この著作権分野での方針は、特許分野におけるAI発明者認定の否定と整合性を保っており、日本の知的財産制度全体として一貫したアプローチを示している。^{[38] [37]}

AI学習データと著作権侵害

日本は「機械学習パラダイス」と呼ばれるほど、AI開発のためのデータ利用について寛容な法制度を有している。著作権法第30条の4は、非営利目的での著作物の利用について広範な例外を認めており、AI訓練データとしての著作物利用を促進している。^{[37] [38]}

しかし、生成AIの普及に伴い、学習データの利用とクリエイターの権利保護のバランスをめぐる新たな議論が生じている。これは特許分野におけるAI発明者認定の議論と密接に関連している。^{[38] [37]}

国際協力と標準化への取り組み

IP5タスクフォースの設立

世界5大特許庁（IP5：日本、米国、欧州、中国、韓国）とWIPOは、新興技術とAIの特許制度への影響を検討する学際的タスクフォースを設立した。このタスクフォースは、AI関連発明の特許性要件の適用から機械生成発明の取扱いまで、幅広い課題に対する共同対応を模索している。^[21]

日本の国際標準戦略

2025年IPSPは、AI分野を含む8つの戦略領域（環境・エネルギー、量子、デジタル・AI、バイオエコノミー等）について国際標準化を推進することを明記している。日本は17の重要領域を設定し、国民の資源を優先的に投下する方針を示している。^{[7] [8]}

この戦略は、技術標準と知的財産権を連動させ、日本企業の国際競争力向上を図ろうとするものである。AI関連技術の標準化においても、特許権との関係を重視したアプローチが採用されている。^{[8] [7]}

経済・産業への影響と将来展望

イノベーション促進と権利保護のバランス

2025年IPSPは、「AI技術の進歩の促進」と「知的財産権の適切な保護」の両立を図ることを基本方針としている。これは、過度に制限的な規制がAI開発を阻害することを避けつつ、創造者の権利を適切に保護しようとする慎重なバランス感覚の表れである。^[7]

企業の対応と実務への影響

AI利用発明における発明者認定基準の明確化は、企業内部および企業間での適切な利益分配の基準としても重要な意味を持つ。特に、AI開発者と発明利用者の間での権利関係の整理が急務となっている。^[7]

企業実務においては、AI利用の記録化、人間の創造的寄与の文書化、AI開発者との契約関係の整備などが重要な課題となっている。^{[39] [23]}

クールジャパン戦略との連携

2025年IPSPは、アニメ、マンガ、ゲームなど日本が得意とするコンテンツ産業と地域創生の好循環プランを策定している。これらの分野でも生成AIの活用が進んでおり、AI生成コンテンツの知的財産保護が重要な課題となっている。^{[7] [8]}

政府は関連産業の経済効果を2033年までに50兆円に拡大することを目標としており、AI技術との融合による新たな価値創造が期待されている。^[8]

結論：日本のAI知財政策の方向性

日本の知的財産高等裁判所によるDABUS判決は、現行法制度の枠組み内でAIそのものを発明者として認めることの限界を明確に示した。しかし、2025年知的財産推進計画は、この司法判断を受けつつ、AI開発者の共同発明者認定や発明者認定基準の柔軟な解釈など、実用的で革新的なアプローチを提示している。^{[1] [5] [2]}

この方針転換は、日本がAI技術の発展を阻害することなく、人間の創造性を適切に評価し、技術革新を促進しようとする意志を明確に表している。国際的なAI特許政策の動向を見ても、日本のアプローチは米国の実用主義的ガイダンスと欧州の包括的規制フレームワークの中間的な位置にあり、バランスの取れた政策として注目される。^{[36] [31] [6] [8] [33]}

今後の課題は、産業構造審議会での具体的検討結果を踏まえた制度設計と、国際的な調和を図りながらの実施にある。AI技術の急速な発展に対応しつつ、創造者の権利を適切に保護し、日本の国際競争力を向上させるための知的財産制度の構築が求められている。^{[7] [30] [21]}

DABUS事例は終結したが、それが提起した問題は今後のAI時代の知的財産制度設計において重要な指針を提供している。日本の取り組みが国際的なAI知財政策のモデルケースとなる可能性を秘めており、その動向は世界から注目され続けるであろう。^{[21] [23]}



1. <https://www.aippi.org/news/ai-as-an-inventor-of-patents-ip-high-court-judgment-and-the-2025-ip-strategic-program/>
2. <https://mainichi.jp/english/articles/20250203/p2a/00m/0sc/012000c>
3. <https://www.noandt.com/en/publications/publication20250214-1/>
4. https://shigapatent.com/en/topics/iphc_dabus/
5. <https://braina.net/2025年2月総合コラム：a i 開発者も共同発明者とし/>
6. <https://kotopat.com/en/japans-intellectual-property-strategy-2025-a-national-project-aiming-for-4th-place-globally-through-ai-talent-and-anime/>

7. <https://maedapat.co.jp/magazine/2389/>
8. <https://asiaiplaw.com/article/japan-approves-program-to-promote-ip>
9. <https://www.globallegalpost.com/news/ai-inventorship-a-victory-for-common-sense-for-now-447822863>
10. <https://spoor.com/dabus-the-rise-of-the-inventive-machines/>
11. <https://artificialinventor.com/patent/>
12. <https://en.wikipedia.org/wiki/DABUS>
13. <https://www.taiyo-nk.co.jp/dabus/dabus02.html>
14. <https://www.noandt.com/en/publications/publication20240521-1/>
15. https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_ip_conv_ge_2_22/wipo_ip_conv_ge_2_22_ss_3.pdf
16. https://www.noandt.com/wp-content/uploads/2024/05/technology_en_no02_1.pdf
17. <https://www.legal500.com/developments/thought-leadership/ai-update-ai-inventorship-ip-high-court-in-japan-rules-ai-cannot-be-listed-as-inventor/>
18. https://www.ip.courts.go.jp/app/files/hanrei_en/624/003624.pdf
19. https://link.epo.org/web/Concept_of_Inventorship_in_Inventions_involving_AI_Activity_en.pdf
20. <https://www.juve-patent.com/cases/uk-supreme-court-dabus-named-inventor-patent-stephen-thaler/>
21. <https://www.epo.org/en/news-events/in-focus/ict/artificial-intelligence>
22. <https://www.hsfkramer.com/insights/2022-04/it's-just-human-nature-ai-cannot-be-a-patent-inventor-in-australia>
23. <https://www.dentons.com/ru/insights/articles/2025/january/28/ai-and-intellectual-property-rights>
24. <https://gowlingwlg.com/en/insights-resources/articles/2024/patent-applications-must-identify-human-inventors>
25. <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/585909>
26. https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/news-events/news/dabus-case-arriving-india-part-1-2025-02-14_en
27. <https://www.epo.org/en/boards-of-appeal/decisions/j200008eu1>
28. <https://www.sankei.com/article/20250602-GNZ2SJPVKBOZ7EB6JK2EDK4WRI/>
29. https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20250826.html
30. <https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5793/>
31. <https://www.csis.org/analysis/assessing-patent-and-trademark-offices-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions>
32. <https://erislaw.se/artiklar/the-new-swedish-patent-law-and-the-eu-ai-act-a-comprehensive-analysis/>
33. <https://www.jacobacci.com/en/news/artificial-intelligence-and-patents-a-guide-to-the-patentability-of-ai>
34. <https://academic.oup.com/policyandsociety/article/44/1/23/7606572>
35. <https://www.iptechblog.com/2024/09/artificial-intelligence-and-intellectual-property-legal-frameworks-in-the-asia-pacific-region/>
36. <https://www.solveintelligence.com/blog/post/international-patent-office-guidance-on-artificial-intelligence-inventions>
37. https://www.mitsui.com/mgssi/en/report/detail/_icsFiles/afieldfile/2025/05/20/2504_q_matsuura_e_1.pdf

38. https://www.bunka.go.jp/english/policy/copyright/pdf/94055801_01.pdf
39. <https://www.wipo.int/documents/d/frontier-technologies/docs-en-pdf-generative-ai-factsheet.pdf>
40. <https://www.ipstars.com/NewsAndAnalysis/The-latest-news-on-the-DABUS-patent-case/Index/7366>
41. <https://www.stephens-scown.co.uk/intellectual-property-2/ai-inventorship-the-impact-of-the-dabus-patent-applications/>
42. https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=5053108
43. <https://patentlyo.com/patent/2024/12/denied-european-patent.html>
44. <https://www.intellect-worldwide.com/2024/05/09/artificial-intelligence-or-artificial-inventor-the-curious-case-of-dr-thaler-and-dabus/>
45. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2_e.pdf
46. <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20250602-OYT1T50313/>
47. <https://www.lawjournal.info/article/141/4-2-31-193.pdf>
48. <https://www.oy-pat.com/en/japanese-patent-prosecution>
49. <https://www.nsf.gov/nsb/updates/global-competitors-outpace-us-patents>
50. <https://www.wipo.int/documents/d/scp/docs-en-meetings-session-22-comments-received-japan.pdf>
51. <https://patents.google.com/patent/US20150379394A1/en>
52. <https://www.jamesandwells.com/nz/in-global-fight-over-whether-an-ai-can-be-an-inventor-an-australian-judge-is-first-to-get-on-dabus/>
53. https://www.jpaa.or.jp/old/english/aboutus/pdf/open_seminar.pdf
54. <https://ja.wikipedia.org/wiki/DABUS>
55. <https://www.datenportal.bmbf.de/portal/en/Table-1.8.4.pdf>